

自治労・東学ニュース

東京都学校事務職員労働組合（東学） 新宿区西新宿2-8-1 都庁第2本庁舎32階
（賃金確定闘争の結果特集号） 2024年11月13日 NO.696

11. 13都側最終回答 急激な物価上昇を反映せず、中高年齢層職員の期待にも応えず 人事委員会勧告の取り扱いは、勧告どおり

- 例月給 勧告通り給料表を全級全号給について引上げ改定 実施時期：令和6年4月1日に遡及して実施
- 特別給 勧告どおり0.20月分引上げ（4.65月→4.85月）期末手当及び勤勉手当に配分 ※第4回都議会定例会で関係条例を議決後、できる限り速やかに支給

扶養手当の見直し

- 配偶者（パートナーシップ関係の相手方を含む）に係る手当を廃止し、子に係る手当額を引上げ
 - ・配偶者 6,000円 → 令和7年度：3,000円、令和8年度：廃止
 - ・子 9,000円 → 令和7年度：11,500円、令和8年度：13,000円
- 実施時期：令和7年4月1日

地域手当、特地勤務手当及びへき地手当の見直し

- 支給地域と支給割合（本則）
 - ・区部・多摩公署：20%（据置き）・島しょ公署：16%・都外公署：16%
- 実施時期：令和7年4月1日から令和10年4月1日まで段階的に実施

通勤手当の見直し

- 1月当たり支給限度額を引上げ（55,000円→150,000円）
- 新幹線等を利用した場合の特急料金等に係る支給について見直し
 - ・支給限度額の範囲内で全額の支給を可能に
 - ・新規採用職員、定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用職員及び育児、介護等のやむを得ない事情により転居して新幹線等による通勤を必要とする職員にも支給を可能
 - ・新幹線等の利用により通勤時間が片道当たり30分以上短縮されること、異動後の通勤時間が異動直前の1.5倍以上になることという支給要件を廃止
- 実施時期：令和7年4月1日

単身赴任手当の見直し

- 新規採用職員にも支給を可能に
- 実施時期：令和7年4月1日

在宅勤務等手当の導入

- 在宅勤務に伴う光熱・水道費等の費用負担を軽減する観点から、在宅勤務等手当を導入
 - ・3カ月以上の期間において、1月当たり平均10日を超えて終日テレワークを実施する予定の職員に月額3,000円を支給
 - ・在宅勤務等手当が支給されている期間の通勤手当については、1か月当たりの平均通勤所要回数分の運賃額（自転車等を利用している職員は、定額の半分）を支給
 - ・会計年度任用職員については、在宅勤務等手当に相当する報酬を第一種報酬として、

常勤職員の例により支給

○実施時期：令和7年4月1日

旅費の取扱いの見直し

○公務旅行の前又は後ろに連続する私事旅行をした場合についても、公務旅行に要する旅費の支給を可能に

○実施時期：令和6年12月1日以降に出発する旅行から適用

夏季休暇の取得期間の見直し

○全職員（会計年度任用職員を含む）の取得期間を拡大

・7月1日から9月30日まで → 6月1日から10月31日まで

○実施時期：令和7年4月1日

その他、業務職給料表や給料の調整額の改定、初任給調整手当の改定・見直し、宿直手当の改定・見直し、複線型人事制度の推進、超過勤務の免除に係る制度の見直し、子連れ出勤の本格実施、フレックスタイム制の見直し、子どもの看護休暇の見直し、子育て部分休暇制度の導入、会計年度任用職員の報酬額の改定時期に係る取扱いの見直し・超過勤務の免除に係る制度の見直し・子どもの看護休暇の見直し・子育て部分休暇制度の導入、カスター・ハラスメントに関する取組、介護と仕事の両立に関する取組、「東京都職員『ライフ・ワーク・バランス』推進プラン」関連。

都労連に連帯、都庁集会と都教委要請を実施

都段階の確定闘争に合流するため、都労連・都庁職の闘いに連帯するため、3者協（東学、AIM89、都障労組）として都教委に要求書を提出し、都教委要請行動を取り組みました。都教委の回答、都側の最終回答、都労連の妥結を受け、東学は、統一行動を中止しました。

3者協要求に対する都教委の回答

ただいま、皆様方から要請を受けました。去る10月18日、人事委員会が職員の給与に関する報告と勧告がありました。今回の勧告では、公民較差を解消するために例月給が引き上げ改定となり、特別給についても、年間支給月数を0.20月分引上げ、期末手当と勤勉手当で支給するとされています。例月給、特別給ともに3年連続の引き上げ改定となっています。

本日、皆様方から様々お伺いしました要請の内容については、任命権者として真摯に受け止め、総務局と都労連との協議を踏まえまして、対応していきたいと考えています。教職調整額についても、要望をいただいておりますが、それぞれ所管の方に伝えさせていただきたい。よろしく願いいたします。私からは、以上です。

様々な意見を聞かせていただきました。勤労課所管外の話については、各所管にお伝えします。今後につきましては、必要に応じて、窓口で対応させていただきます。本日は、これで終了させていただきます。

東学の判断、統一行動を中止し「やむを得ず妥結」

都教委から提案のあった事項につきまして、東学としては、「やむを得ず妥結」を決定しました。例月給の若年層と中高年層との引上げ格差や急激な物価上昇、春闘の結果からすると、都人勤は納得できません。日々、児童・生徒の教育条件整備を担い、懸命に奮闘している事務職員の実態や思いを踏まえると、残念な結果だと言わざるを得ません。しかし、都労連が妥結したという状況を踏まえれば、東学も、やむを得ず妥結の判断をします。